

奄美市地域経済循環創造事業選定要領

1 目的

本要領は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、総務省所管の地域経済循環創造事業への申請を目指す事業(以下「申請事業」という。)の選定に必要な事項等を定める。

2 奄美市地域経済循環創造事業補助金

(1) 概要.

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、奄美市地域経済循環創造事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

(2) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業(以下「補助金事業」という。)を実施する場合に、補助金を交付する。

ア 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 下記(3)に規定する補助対象経費のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が下記(4)に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。

なお、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

(3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知)による交付金の交付決定の日から同要綱第 12 条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(4) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関等（※）の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ア 融資額が補助金額と同額以上 1.5 倍未満の額の場合 | 2,500 万円 |
| イ 融資額が補助金額の 1.5 倍以上 2 倍未満の額の場合 | 3,500 万円 |
| ウ 融資額が補助金額の 2 倍以上の額の場合 | 5,000 万円 |

※地域金融機関等：日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、第 1 地方銀行、第 2 地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等、地域活性化ファンド、民間クラウドファンディング、ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

3 参加要件

申請事業の選定に参加する事業者等は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 本社（本店）所在地の市税、都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (2) 奄美市暴力団排除条例（平成 25 年奄美市条例第 7 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 事業要件

申請事業の選定対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金事業の実施場所が本市内であること。
- (2) 国が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (3) 本市が実施する同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (4) 当該年度終了見込みの補助金事業は、総務省の交付決定以降に着手し、令和 8 年 2 月 28 日までに完了すること。また、実施期間が 2 年に渡る場合は、令和 9 年 2 月 28 日までに完了すること。
- (5) 補助対象経費のうち、事業者等が地域の金融機関等、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が上記 2 (4) に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお、上記の融資及び貸付額は見込みであっても選定対象とする。
また、経営者が事業者等の連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。

5 参加方法

(1) 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者等は、市長が定める日までに以下を提出しなければならない。

- | | |
|---|---|
| ア | 奄美市地域経済循環創造事業選定に係る申込書（様式第 1 号） |
| イ | 参加要件に係る申立書（様式第 2 号） |
| ウ | 事業実施計画書（様式第 3 号） |
| エ | 補助金事業の工程表（任意様式） |
| オ | 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況（任意様式） |

式)

カ 補助金事業の実施場所における登記事項証明書の写し

キ 直近2年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式

ク 奄美市地域経済循環創造事業審査会 市事前確認用チェックシート(様式第4号)

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本1部、副本10部の合計11部及び提出書類のPDFデータを提出すること。

(3) 提出期間

令和7年(2025年)7月1日(火)～

持参の場合における受付時間は、平日の8時45分～16時30分とする。

(4) 提出先

住所 : 〒894-8555 鹿児島県奄美市幸町25番8号

奄美市 商工観光情報部 商工政策課

E-mail : work@city.amami.lg.jp

(5) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。なお、提出書類のPDFデータは電子メールで送付すること。

6 選定

(1) 選定方法

ア 審査会の設置

本市が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした奄美市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

なお、審査会は非公開とする。

イ 審査方法

事業実施計画書等の書類審査及びプレゼンテーションを総合的に審査する。

ウ プレゼンテーションにおける留意事項

①出席者は3名以内とし、本補助金事業の責任者1名は必ず出席すること。

②実施時間は、1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内)とする。

③プレゼンテーションは事業実施計画書等を用いて行うこと。当日の追加資料の提出及び提示は認めない。

エ 審査基準

審査会の構成委員は、本市が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、以下の基準をもって採点を行う。ただし、次の①②の条件に満たない場合は、申請事業として選定しない。

①総評価点数が満点(構成委員数×100点)の7割に満たない場合

②審査項目毎の合計評価点数が満点(構成委員数×配点)の7割に満たない場合

No.	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
1	事業の収支計画	・収支計画に妥当性はあるか ・収支計画における公費の金額が上限金額を超えるものでないか	10
2	地域資源の活用	・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の地域資源を活用する事業であるか ※原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの、単に空き家、廃校を改修して活用するもの等ではないか	15
3	事業の実現性	・事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか	10
4	雇用計画	・地域人材の雇用計画及び育成計画は具体的かつ確実性があるか	10
5	公共的な地域課題の解決	・地域経済の循環、関係人口の増加、耕作放棄地の活用、空き家・廃校の解消、国指定重要文化財の修復と活用、研修施設を整備し後継者を育成等、本市の地域課題の解決につながる事業であるか ・奄美市「未来づくり」総合戦略2025や奄美群島成長戦略ビジョン2033、その他の本市計画に掲載されている課題等と合致するか ※単に空き家、廃校を改修して活用するものや、単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではないか	20
6	事業の新規性	・事業内にとって新規ビジネスであるか ※単に生産性を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか	5
7	事業のモデル性	・市内で前例のない取組であり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデル性となり得る事業か ・市内の類似の事業との整理がついており、非競合性が確保できている事業であるか	15
8	リスクに対する回避策	・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか	5
9	事業の自立性	・補助金事業の完了後、本市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか	10
合計			100

オ 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

7 スケジュール

期間	内容
令和7年6月中旬(予定)	本要領の公表
令和7年6月中旬(予定) ～7月25日(金)	事前確認書類の受付期間
令和7年6月16日(月) ～7月31日(木)	事前確認書類の確認期間
令和7年7月1日(火) ～8月15日(金)	提出書類の受付期間
令和7年8月下旬(予定)	審査会の開催
令和7年9月上旬(予定)	選定結果を通知
令和7年6月16日(月) ～令和7年9月上旬	本市及び総務省との調整期間

令和 7 年 9 月中旬(予定)	本市から総務省へ交付申請
令和 7 年 10 月下旬(予定)	交付決定通知
令和 7 年 12 月(予定)	補助金事業の事業着手
令和 8 年 3 月初旬(予定)	本市へ補助金事業に係る実績報告

8 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合(奄美市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る質問書を除く。)

9 留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、総務省及び本市との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 提出にあたり、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

10 問合せ先

〒894-8555 鹿児島県奄美市幸町 25 番 8 号
 奄美市 商工観光情報部 商工政策課
 電話：0997-52-1111（内線：5306）
 E-mail：work@city.amami.lg.jp